

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金合同専門部会

議 事 録

令和6年度 第1回

令和6年9月19日(木)開催

1 日 時 令和6年9月19日(木) 15時00分～16時02分

2 場 所 秋田県教育会館 会議室

3 出 席 者

(1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金専門部会

公益委員 3名中3名出席

伊藤慎一 嵯峨 宏 長岐和行

労働者委員 3名中3名出席

伊藤 徹 佐藤伸幸 吉田大輔

使用者委員 3名中3名出席

井出幸伸 梅田智弥 小野秀人

(2) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金専門部会

公益委員 3名中3名出席

臼木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 3名中2名出席

木村 忍 後藤正文

使用者委員 3名中2名出席

瀧澤 薫 若泉裕明

(3) 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

公益委員 3名中3名出席

臼木智昭 嵯峨 宏 堀井 潤

労働者委員 3名中3名出席

阿部満昭 佐藤伸幸 牧野正人

使用者委員 3名中3名出席

境田未希 土田敬司 時田祐司

(4) 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会

公益委員 3名中3名出席

伊藤慎一 嵯峨 宏 堀井 潤

労働者委員 3名中2名出席

小野寺郁哉 保坂 元

使用者委員 3名中2名出席

小河原欣也 金田弥生

[事務局] 秋田労働局

山口労働基準部長 佐藤賃金室長 加賀谷賃金室長補佐
我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 秋田県特定最低賃金各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 各特定最低賃金各専門部会の意見聴取の方法について
- (3) 各特定最低賃金の発効日の統一について
- (4) 秋田県特定最低賃金の各専門部会の審議の進め方について
- (5) その他

5 配付資料

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 資料番号 1 | 秋田県特定最低賃金専門部会委員名簿 |
| 資料番号 2 | 関係労使の参考人意見書(案) |
| 資料番号 3 | 令和6年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表 |
| 資料番号 4 | 各特定最低賃金専門部会の第2回以降開催予定日一覧表 |
| 資料番号 5 | 秋田地方最低賃金審議会 令和6年度審議方針 |
| 資料番号 6 | 秋田県特定最低賃金の改正決定について(諮問文の写) |
| 資料番号 7 | 秋田地方最低賃金審議会 運営規程 |
| 資料番号 8 | 秋田地方最低賃金審議会 専門部会運営規程 |
| 資料番号 9 | 秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱いに関する覚書 |
| 資料番号 10 | 県内金融経済概況(2024年7月22日 日本銀行秋田支店) |
| 資料番号 11 | 秋田県内経済情勢報告(令和6年7月 秋田財務事務所) |
| 資料番号 12 | 秋田県鉱工業生産指数月報(令和6年6月分 秋田県) |
| 資料番号 13 | 特定(産業別)最低賃金対象産業 |
| 資料番号 14 | 特定最低賃金について(決定・改正までのプロセス) |
| 資料番号 15 | 令和6年度 賃金実態調査結果報告(特定最低賃金) |

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和6年度秋田地方最低賃金審議会「第1回秋田県特定最低賃金合同専門部会」を開催いたします。委員の皆様には、大変ご多忙の中、本日の日程確保にご協力いただきましたことにお礼を申し上げます。

特定最低賃金の審議の流れにつきましては、資料14番としてお示ししておりますが、新たに委員になられた方もいらっしゃると思いますので、事務局から簡単に説明させていただきます。

す。

○佐藤賃金室長

それでは私から簡単に説明させていただきます。資料 14 をご覧ください。特定最低賃金決定・改正の流れ、現在までの経過等について説明させていただきます。

特定最低賃金につきましては、本年 3 月、既設の 4 業種の特定最低賃金の改正について「日本基幹産業労働組合連合会秋田県本部」「J AM秋田」「自動車総連秋田地方協議会」から意向表明がなされ、その後、申出期限の 7 月末までに 4 業種の特定最低賃金について、いずれも労働組合から適用労働者のおおむね 3 分の 1 以上の労働協約の締結がなされた旨を示す労働協約ケースの改正申出がなされました。これが資料 14 上段の「関係労使からの申出」になります。

次に 8 月 5 日、本審において 4 業種の特定最低賃金について、改正の必要性の有無について労働局長が秋田地方最低賃金審議会に対して諮問し、次の囲みの中になりますが、8 月 21 日特別小委員会において改正の必要性の有無を審議し、全会一致で改正の必要性ありと議決し、同日の本審において審議会から労働局長あて改正の必要性ありの答申がなされました。

これを受けて、大きな矢印の先になりますが、同日、労働局長が秋田地方最低賃金審議会に対し既設 4 業種の特定最低賃金について改正決定の調査審議を求める諮問を行い、審議会は労使団体から推薦を受けた委員により、専門部会を設置したということになります。

よって、これから行われる特定最低賃金専門部会では、秋田地方最低賃金審議会の専門部会として 4 業種の特定最低賃金額の改正について審議を行っていただくことになります。

今回は、本年度第 1 回目の専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまで、事務局で議事進行を務めさせていただきます。

各専門部会委員の皆様には、令和 6 年 9 月 6 日付け辞令を机上に配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○杉本賃金調査員

本日は、専門部会ごとに非鉄金属製錬・精製業 公益 3 名、労働者側 3 名、使用者側 3 名、電子部品等製造業 公益 3 名、労働者側 2 名、使用者側 2 名、自動車等製造業 公益 3 名、労働者側 3 名、使用者側 3 名、自動車等小売業 公益 3 名、労働者側 2 名、使用者側 2 名の委員が出席されております。

各専門部会とも最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める「委員の 3 分の 2 以上」または「各側委員の 3 分の 1 以上」の出席が得られましたので、4 つの専門部会がそれぞれ成立しましたことをご報告いたします。

各専門部会の委員の構成につきましては、お手元の資料 1 「各特定最低賃金専門部会委

員名簿」を読み上げまして、委員の皆様のご紹介とさせていただきます。

非鉄金属製錬・精製業 公益代表 伊藤委員、嵯峨委員、長岐委員、労働者代表 伊藤委員、佐藤委員、吉田委員、使用者代表 井出委員、梅田委員、小野委員。

電子部品・デバイス等製造業 公益代表 臼木委員、長岐委員、堀井委員、労働者代表 木村委員、後藤委員、使用者代表 瀧澤委員、若泉委員。

自動車・同附属品製造業 公益代表 臼木委員、嵯峨委員、堀井委員、労働者代表 阿部委員、佐藤委員、牧野委員、使用者代表 境田委員、土田委員、時田委員。

自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業 公益代表 伊藤委員、嵯峨委員、堀井委員、労働者代表 小野寺委員、保坂委員、使用者代表 小河原委員、金田委員。

本年度における特定最賃専門部会の円滑な運営につきまして、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、事務局であります当局の職員を紹介させていただきます。初めに、労働基準部長の山口です。続いて、賃金室職員でございますが、賃金室長の佐藤です。室長補佐の加賀谷です。賃金指導官の我妻です。私、賃金調査員の杉本でございます。何かと不行き届きな点もあろうかと思いますが、どうぞ、よろしく願いいたします。

議事に先立ち、山口労働基準部長より挨拶を申し上げます。

○山口労働基準部長

秋田労働局労働基準部長の山口でございます。

本日は、大変お忙しい中、特定最低賃金合同専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。

委員の皆様には、日頃より労働行政の推進に格別のご理解ご協力を賜っておりますとともに、本年度の特定最低賃金専門部会委員をお引き受けいただきましたことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、皆様すでにご存じのとおり、秋田県最低賃金につきましては、10月1日から現在の時間額897円を54円引上げまして951円となりますが、この地域別最低賃金につきましては県内で働く全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、地域ごとに決定することが行政機関に義務付けられているものでございます。

その一方、本日からご審議いただく特定最低賃金につきましては、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されているものであります。

そのため、特定最低賃金につきましては、セーフティネットとしての地域別最低賃金とは異なり、関係労使のイニシアティブにより決定されていくべきものであります。

各専門部会の委員の皆様には、春季生活闘争での大幅賃上げや地域別最低賃金の大幅引き上げが行われた一方で、エネルギーコストや労働力確保のための人件費の増加、原材料

費の高騰などの経済・雇用情勢等への影響が懸念される中で審議いただくこととなります。

特定最低賃金の趣旨を踏まえまして、各産業の状況や動向等についても十分ご審議いただきながら全会一致の議決に向けましてご審議いただきますようお願いいたします。

本日は、このあと事務局から、専門部会の審議の進め方等について説明をさせていただきますこととしております。

各専門部会とも日程上、集中的にご審議いただくことになり、委員の皆様には大変なご負担をおかけすることになるかと思いますが、十分にご審議と円滑な専門部会の運営にご理解ご協力をお願いいたしまして、簡単ではありますが私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○杉本賃金調査員

それでは議事に入ります。議題の1は「秋田県特定最低賃金各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」です。

部会長は、最低賃金法第24条第2項の規定の例により、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」となっており、また、部会長代理は、同条第4項の規定の例により「選挙された者が部会長の職務を代理する。」となっておりますが、従前より「公益委員の話し合い互選」により選出された委員を、部会長並びに部会長代理と決定している経緯がございますが、この選出方法にご異議ございませんでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしとの声ございましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは、公益委員を代表して堀井委員からご報告をお願いいたします。

○堀井委員

公益委員の堀井です。よろしくお願いいたします。

公益委員で、事前に協議しておりますので、ご報告申し上げます。

非鉄金属関係の専門部会については、部会長は嵯峨委員、部会長代理は伊藤委員。電子部品関係の専門部会については、部会長は臼木委員、部会長代理は長岐委員。自動車製造関係の専門部会については、部会長はわたくし堀井、部会長代理は嵯峨委員。自動車小売関係の専門部会については、部会長は伊藤委員、部会長代理はわたくし堀井です。

以上をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○杉本賃金調査員

各専門部会の部会長並びに部会長代理について、ただ今、堀井委員からご報告いただきましたとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

それでは、報告のとおり決定いたします。部会長、部会長代理が決まりましたので、これからの議事進行は、各専門部会を代表して、伊藤部会長にお願いしたいと存じますが、如何でしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

それでは以後の進行は、代表して伊藤部会長にお願いいたします。

○伊藤部会長

公益代表をさせていただいております伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

これから令和6年度の特定最低賃金専門部会の審議が始まります。特定最賃は、例年、年内発効を目指しておりますので、委員の皆様には、何かとお忙しいこととは存じますが、効率的な審議会運営にご協力を賜りますよう、他の専門部会の部会長、部会長代理ともどもよろしくお願いいたします。

それでは、議題の2の「各特定最低賃金専門部会の意見聴取の方法について」を審議いたします。

事務局から提案理由を説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは、私のほうから提案させていただきます。

意見聴取の方法につきましては、平成20年度から書面により行っているところでございます。これは、関係者の方々の負担の軽減という観点から実施しているものでございますが、今年度も昨年までと同様に書面による意見聴取という方法で行なわせていただくことを、提案させていただきます。

併せまして、資料2で、参考人意見書の案を提示させていただいております。

この参考人意見書案につきましては、労働者側用と使用者側用とで区別しておりますが、4件の特定最低賃金で同一の様式を使用させていただきたいと思っております。

以上について、提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤部会長

二つの提案がありました。それぞれお諮りしたいと思います。

はじめに、各特定最低賃金専門部会の意見聴取の方法についてです。例年ですと書面によることとしていたようですが、今年も、4件の特定最賃の意見聴取の方法は、例年どおり書面によることとして宜しいですか。何かご意見がありますか。

○委員多数

異議なし。

○伊藤部会長

それでは、4件の特定最賃の意見聴取の方法は、書面によることとします。

次に、参考人意見書の様式ですが、事務局からの説明では、労使ともに事前に確認いただいた際には、意見なしということでしたが、労使各側とも何かご意見がありますか。

○委員多数

ありません。

○伊藤部会長

それでは、意見聴取のための書面の様式は案のとおりとします。

次に、提出期限等について事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは、参考人からの意見聴取につきましては、書面により行うことをご承認いただきましたので、さっそく、意見書の提出をお願いしたいと思います。

意見書につきましては、第2回の専門部会の前までに、事務局で内容を確認させていただき、必要であれば照会等をさせていただくことになります。その後、公労使各側の委員に内容を確認していただき、質問等がございましたら事務局までお知らせいただくことを考えております。

したがって、これに要する時間等を考慮いたしますと、議題4の秋田県特定最低賃金の各専門部会の審議の進め方についてとも関連いたしますが、第2回目の専門部会の前まで、具体的には、非鉄金属につきましては第2回専門部会が10月4日のため10月1日

の火曜日まで、電子部品につきましては第2回専門部会が9月25日のため9月24日の火曜日まで、自動車製造につきましては第2回専門部会が10月7日のため10月2日の水曜日まで、自動車小売につきましては第2回専門部会が10月2日のため9月27日の金曜日まで、事務局あてメールにて意見書をご提出いただきたいと思いますと考えております。

なお、電子部品・デバイス等製造業につきましては、日数的に余裕がなく誠に申し訳ありませんが、ご対応方向卒よろしくお願いいたします。以上でございます。

○伊藤部会長

ただ今の事務局の説明について、何かご質問等ございますか。

○委員多数

ありません。

○伊藤部会長

それでは労使各側とも参考人意見書は、事務局が設定した期限までに提出いただきますようお願いいたします。

それでは、次に議題の3の「各特定最低賃金の発効日の統一について」を審議いたしますので、事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは、「各特定最低賃金の発効日の統一について」説明させていただきます。

秋田県では、従前より4つの特定最低賃金の改定発効日を統一しております。この経緯といたしましては、県内で適用される労働者あるいは事業主が日にちを覚えやすいということ、周知広報が4業種一緒に行えるということ、官報公示等の事務手続が簡便になるということで、全国的にも発効日を統一させる方向で進んでおります。

資料3の令和6年度答申日別最短効力発生予定日一覧表をご覧ください。この表は、10月中に答申があった場合の法定の発効予定日等を表しています。

発効予定日についてですが、一番左、番号の隣に答申日がございますが、例えば、一番上の10月1日に答申をいただければ異議申出や官報公示等の手続を経て、11月29日に発効になるという早見表でございます。

発効までは、答申日以降、異議申出や官報公示を経て初めて発効となりますので、円滑な審議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

資料4をご覧ください。第2回、第3回専門部会の開催予定一覧です。第2回目の専門部会が一番早いのは電子部品・デバイス等の9月25日、第3回目の専門部会が一番遅いのは、非鉄金属製錬の10月16日となっております。10月11日は午前中に自動車小売、午

後に電子部品・デバイスの専門部会を開催する予定となっております。委員の方々の日程が合わず、事務局といたしましても苦肉の策として、このような開催予定となったということをご理解いただき、特に、10月11日に2つの専門部会に出席いただく委員にはご難儀をおかけいたしますが、何卒よろしくお願いいたします。

次に資料5をご覧ください。7月3日に開催されました第1回本審でご承認いただいております今年度の審議方針でございます。

特に、この審議方針の1の「審議の効率化」についてであります。1の(1)のエに『各専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令「第6条第5項」を適用すること。』とありますのは、審議の効率化を図るために設けられた項目でございます。

具体的には、各専門部会において第3回までに全会一致での結審となった場合には最低賃金審議会令「第6条第5項」を適用して本審の決議となりますが、仮に専門部会で全会一致とならず採決を行うようなこととなりますと、後日、改めて本審を開催して採決する必要があります。しかしながら、現時点では、本審の日程を確保しておらず、改めて日程調整する必要がありますので、10月末までの開催は極めて難しい状況でございます。

このため、3回の専門部会を経ても結審できない場合には、4回目の専門部会を開催して全会一致を目指したいと考えているところでございますので、その場合には10月25日までに開催できるよう改めて日程を調整させていただき、10月25日に答申があった場合の最短の発効日である12月25日を今年度の統一発効日とさせていただければと思います。

この発効日の統一によって、一部早めに結審している業種の労働者にとりましては、最低賃金改定の効果が遅れるという影響はございますが、効果的な周知や事務効率化等々の観点から、各委員の皆様にも是非ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○伊藤部会長

説明がありましたとおり、各特定最賃の発効日を統一することについて、労使各側のご意見はよろしいでしょうか。

特にないようですので、それでは各特定最賃の発効日を統一することとし、各専門部会においては、事務局から説明があったとおり、12月25日に発効できるよう審議をすすめることでよろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○伊藤部会長

それでは、特定最低賃金が12月25日に発効できるよう審議をお願いします。

次に、議題の4の「秋田県特定最低賃金の各専門部会の審議の進め方について」を審議いたします。

初めに、事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは改めて、資料4をご覧ください。「第2回、第3回の各専門部会の開催予定日一覧表」になります。

まず、審議の進め方ですが、第2回専門部会では、書面による参考人の意見聴取、基本的な考え方と金額提示を予定しております。可能であれば金額審議まで進めていただければと思っております。昨年度は電子部品・デバイス等製造業を除く3特定最低賃金で基本的な考え方に基づく金額提示で金額が一致し、第2回専門部会において全会一致で結審しております。

第2回専門部会で金額が合意しなかった場合は、第3回専門部会を開催し、引き続き金額審議を予定しております。

具体的な審議日程につきましては、この開催予定日一覧表のとおり進めさせていただきたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、第3回専門部会で結審できませんと、9月初旬に委員の皆様から頂戴した連絡票をもとに日程調整をさせていただき第4回専門部会をセットいたしますが、ご予定変更等により専門部会が成立しないことも十分考えられます。日程確保が非常に困難な状況でございますので、場合によっては夕方5時以降の時間帯を含め、改めて日程調整させていただくことになるかもしれません。

何卒、第3回専門部会で結審できますようご審議をお願いできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、各委員の出欠表記につきましては、提出いただいた予定表によるものでございます。委員の皆様には再度ご確認いただきますとともに、当初予定ではご都合がつかないと回答された方でも、調整が可能でございましたら、事務局へご連絡のうえ是非ご出席いただきますようお願いいたします。逆に、出席できなくなった場合におきましても、専門部会の成立に影響がございますので、必ずご連絡をお願いいたします。以上でございます。

○伊藤部会長

ただ今事務局から説明のありました日程及び審議の進め方でよろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○伊藤部会長

それではそのよう進めさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

では次に、議題の5の「その他」であります。事務局で何かありますか。

○佐藤賃金室長

その他を説明する前に、資料4に誤りがございましたので訂正をお願いいたします。非鉄金属製錬の第2回の10月4日水曜日となっておりますが、金曜日が正しいので訂正をお願いいたします。

それでは、配付資料の説明をさせていただきます。はじめに資料6でございますが、これは特定最低賃金の改正決定の諮問文の写になります。この写にありますとおり令和6年8月21日に労働局長から審議会会長あてに諮問がなされております。

続きまして資料7は、秋田地方最低賃金審議会運営規程でございます。資料8は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程でございます。

この運営規程によりまして審議会を進めていただくこととなりますが、内容的には文字通り、ほとんどが審議会の運営に関する事項について書かれているものでございます。この運営規程に基づき、事務局が責任を持って、審議会、専門部会を運営させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

ここで、委員の皆様にご承知おき願いたいのは、資料8の秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程の第7条「会議の公開」と第8条「議事録及び議事要旨」でございます。第7条第1項には会議は、原則として公開すると書かれておりますが、近年、最低賃金に関する社会的関心が高まっており、審議会の透明性が求められていることにご理解いただきたいと思っております。

ただし、金額審議等で「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。」と判断された場合には、部会長が会議を非公開とすることができるということとなっております。

金額審議におきましては、例年、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして非公開としておりますが、その都度、部会長から非公開の理由を明示していただき、委員の皆様のご承認をいただいた上で、非公開としておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、第8条第1項には、会議の議事については議事録を作成することになっております。この議事録等につきましては、情報公開の対象となっておりますので、ご承知おき願います。

次に、資料9でございますが、「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱いに関する覚書」でございます。この3では、特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定

されており、最後のほうで、可能な限り全会一致に向けて努力するものとする。としているところでございます。何卒ご理解いただきよろしく願いいたします。

続きまして、資料 10 は、日本銀行秋田支店が 7 月 22 日に発表しました県内金融経済概況でございます。県内概況としましては「県内景気は、回復の動きが一服している」としており、個人消費では「乗用車販売は弱めの動きとなっている」としており、生産については「緩やかに増加している」「主力の電子部品・デバイスは品目ごとのばらつきを伴いつつ、緩やかに増加している」としています。

この資料につきましては、新しいものが出ましたら、随時、最新のものを提供させていただきたいと思っております。

続きまして資料 11 は、東北財務局秋田財務事務所が 7 月に発表しました県内経済情勢報告です。総論の総括判断は「持ち直しつつある」としており、各論の個人消費では「乗用車販売は、一部自動車メーカーの生産・集荷停止により、前年を下回っている」としており、生産活動は、電子部品・デバイスがスマートフォン向けで持ち直しの動きがみられ堅調となっている。輸送機械は、能登半島地震等の影響により、減産している」としております。3 ページの乗用車新車登録・届出台数は、4-6 月の前年比で 5.9% 減となっております。

資料 12 は、8 月 30 日に秋田県から発表された秋田県鉱工業生産指数月報令和 6 年 6 月分でございます。概況といたしましては「令和 6 年第二四半期の鉱工業生産指数は、季節調整済指数が 100.8 と 2 期連続で上昇した」としておりますが、業種別の動向としましては、「非鉄金属工業、電子部品・デバイス工業で低下している」としています。詳しい数値は 6 ページ以降をご覧くださいと思います。この資料も、随時、最新のものを提供させていただきたいと思っております。

次に、資料 13 でございます。産別 4 業種に該当する産業について、日本標準産業分類に基づいて整理した表でございます。ここに表示する産業以外は、地域別最賃が適用されるということになります。事業場に特定最賃が適用されるのか、地域別最賃が適用されるのかは、非常に重要なところであり、審議会でもどういう産業について、金額を決定しているのかをしっかりと理解していただくことは、とても重要でございますし、申出の労使に該当するのかどうかを確認しなければならないという場合もございます。

特に注意していただきたいのは、電子部品関係でございますが、特定最賃が該当となる産業分類が非常に複雑ですので、非該当となる産業も載せてございます。この非該当となっている部分は地域別最賃が適用されることとなります。

資料 14 は、先ほども簡単に説明いたしましたが、特定最低賃金改正決定の流れになります。冒頭でも触れましたが、特定最低賃金が定められている 4 業種すべてについて特別小委員会において「改定の必要性あり」と決定されており、今後は、金額について審議していただくということになります。

次のページは、全国の特定最低賃金の設定件数・適用使用者数・適用労働者数等になります。令和6年3月末時点で、設定件数は224件、適用使用者数は8万5千人、適用労働者数は283万2千人となっており、令和5年度に143件が改正されております。次のページは業種ごとの件数、適用使用者数及び適用労働者数になります。囲っているのが秋田県で設定されている4業種になります。次のページは特定最低賃金の全国の加重平均額の業種ごとになります。こちらにも囲っているのが秋田県で設定されている4業種になります。

次に、表紙が薄緑色の冊子とは別に、机上配付しております資料について説明いたします。1つ目は、「令和6年度 特定最賃改正申出に係る協約等の最低賃金額調」でございます。こちらは、各特定最賃の専門部会ごとに配付しております。

特定最賃の場合、秋田県では労働協約ケースでの改正申出がなされておりますが、この場合には賃金の最低額に関する労働協約の写しを提出いただいているところでございます。

ここで注意していただきたいことは、労働協約の賃金の最低額を超えた最低賃金額に改定できないということです。この理由は、法的に明文化されておりませんが、特定最賃は関係労使のイニシアティブで設定されるものであり、特に労働協約ケースでは、決定される最低賃金額の水準も関係労使が合意した協約額が基礎となります。

複数の金額の異なる労働協約の申出の場合、その中の最も低い協約の賃金額が共通の協約額となり、仮にこの額を超えて法定最低賃金を決定することは当該協約を無効にすることになり、このことは協約を締結した関係労使の意向に反するものと考えられているからでございます。

従って、関係労使が合意した共通の協約額、即ち最も低い協約額を超えて最低賃金額を決定することは制度の性格から認めがたく、協約額の最下限が金額審議における事実上の上限となります。

第2回目の専門部会では、基本的考え方を述べていただくとともに、金額提示をお願いする予定になっておりますので、この点につきましても、ご留意いただきますようお願いいたします。

2つ目は、本省作成の地域別最低賃金のリーフレットでございます。当局では、今週と来週に分けて、ポスターやリーフレットを県内の地方自治体、事業者団体、労働団体、教育機関、図書館、道の駅、温泉施設等などに郵送し、施設への掲示、配架、広報誌やホームページへの掲載等につきまして依頼することとしております。

ほかに、最低賃金引上げに向けた支援策ということで、秋田働き方改革推進支援センターのリーフレットと業務改善助成金とキャリアアップ助成金の「最低賃金引上げの支援策申請をご検討ください」というリーフレットをお配りしております。このあと賃金指導官から、資料15と併せて説明させていただきます。

○我妻賃金指導官

それでは、資料 15 の賃金実態調査結果報告について説明いたします。

なお、この資料のうち、この後ご説明いたします、項目Ⅲ、「令和 6 年度 最低賃金基礎調査結果表」につきましては、厚生労働省ホームページ及び政府統計窓口 e-Stat に 11 月以降に掲載される予定となっておりますことを申し添えいたします。

それでは、資料 15 の表紙を開いていただきまして、1 ページ「Ⅰ 賃金実態調査の概要」をご覧ください。調査対象産業は、秋田県の 4 つの特定最低賃金に該当する産業となっております。調査対象事業所の規模については、製造業につきましては、常用労働者数が 1 人から 99 人以下、また、小売業は常用労働者数が 1 人から 29 人以下の民営事業所となっております。

調査の対象月は、本年の 6 月となっております、実施した期間は、本年の 6 月 1 日から 7 月 23 日までの期間で、いずれの集計につきましても、当労働局において実施しております。

集計事業所数及び労働者数ですが、令和 3 年経済センサス-活動調査から集計した対象事業所数と労働者数を母集団として実施したもので、ページの下に表がございますが、集計した事業所数は、4 業種合わせて、244 事業所、労働者数は 3,394 人となっております。

したがって、この報告で申し上げる数字は、あくまでも調査件数から母集団数を基に復元した数字であり、実数ではありませんのでご留意願います。

特定最低賃金の適用除外労働者は、表の下にあります①から④となっております、上の表の労働者数には含まれていますが、この後、説明します「最低賃金基礎調査結果表」では除外しております。

次の 2 ページには、調査対象産業集計単位を表しています。対象産業の区分は、委員の皆様へ配付しております、最低賃金決定要覧の 227 ページ以降の「日本標準産業分類」を、後ほどで結構ですので、ご覧くださいませようお願いします。

次のページは、「Ⅲ 令和 6 年度最低賃金基礎調査結果表」となっており、その次 3 ページからは、「非鉄金属製錬・精製業」の調査結果表が載っております。上段の合計欄に 437 人とありますが、これは、調査結果の労働者数を復元した人数の合計となっております。一番左の欄は、時間額の分布を見るため賃金階級に分けて表示しております。

その右となりの欄は、その賃金階級までに当てはまる人数を復元して表示しております。したがって、賃金階級が上がっていくと、そこまでの累計の人数が表示され、最終的には、一番上の合計欄の人数になるということになります。

7 ページからは、電子部品・デバイス等製造業、10 ページからは自動車・同附属品製造業、14 ページからは自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業の調査結果表がございます。表の左の賃金階級は、いずれも、それぞれの現行の特定最低賃金の 10 円以下まで、そして特定最低賃金額、その上については、現行の特定最低賃金のプラス 100 円まで 1 円刻みの階級を設定しております。

次に 17 ページ、「Ⅳ 秋田県賃金実態調査(賃金分布の概要)」をご覧ください。個々の数

字の説明は省略させていただきますが、これは、産業別に、月平均賃金額や、時間当たり平均賃金額、月一人あたり労働時間数等を平成 24 年度から一覧としたものでございます。

上の方の欄に、第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数、中位数とありますが、用語の説明は、21 ページから「VI 統計用語の解説」として載せておりますので、後ほど、ご確認下さいますようお願いいたします。

最後に 19 ページ「V 秋田県特定最低賃金改定の未満率の推移、影響率の状況」をご覧ください。上段は、平成 29 年度以降の産業別の未満率を一覧にしたものでございます。

未満率とは、現在の特定最賃額に満たない労働者の割合を表しております。今年度の調査結果では、非鉄金属製錬・精製業が 1.0%、電子部品等製造業が 1.2%、自動車・同附属品製造業が 3.0%、自動車・附属品小売業が 0.4%という結果となっております。

下段の影響率というのは、現行の最低賃金を引上げて改定した場合、改定後の特定最賃に満たない労働者の割合を表したもので、1 円引上げた場合から県最賃の今年の引上げ額である 54 円引上げた場合までの影響率をそれぞれ記載しております。

実態調査結果の説明については以上でございます。

続きまして、中小企業支援対策についてご説明いたします。秋田県最低賃金は、お手元に配付しております、リーフレットのとおり、令和 6 年 10 月 1 日から 54 円引上げられ、時間額 951 円に改定されることになっており、秋田労働局では、改定最低賃金の周知広報と併せ、中小企業・小規模事業者への最低賃金引上げの支援策として、業務改善助成金、キャリアアップ助成金の活用促進を図るため、周知広報の徹底に努めております。

業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を一定額以上引上げ、機械設備、コンサルティング導入や人材育成・訓練事業などの設備投資を行った場合に、その費用の一部を助成するものとなります。

お手元に「令和 6 年度業務改善助成金のご案内」のリーフレットを配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)は、非正規労働者の基本給の賃金規定等を 3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成するものとなります。

続きまして、リーフレットは準備していませんが、「秋田働き方改革推進支援センター」について説明させていただきます。

こちらは、働き方改革に取り組む事業主の支援を目的として、社会保険労務士等の専門家が様々なことについてワンストップで無料相談に応じるべく、秋田労働局が秋田県社会保険労務士会に委託している事業となります。相談方法はフリーダイヤルによる電話相談、来所による相談、メールによる相談、専門家の個別訪問による相談、出張相談会での相談があり、そのほかにも研修会などに講師を無料派遣しています。

最低賃金に関する部分としては、賃金引上げに活用できる支援策や各種助成金の活用などについて相談に応じております。

秋田労働局では、助成金の申請・支給の窓口である雇用環境・均等室、職業安定部と賃金室が連携しホームページへの掲載、事業主団体への周知依頼等、組織を上げた周知に取り組んでいるところでございます。

今後もさらに積極的な周知・広報を行っていく予定としておりますので、委員の皆様におかれましても、機会をとらえて各種制度の利用勧奨・広報等にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

○伊藤部会長

ただ今の事務局の説明について、何かご質問等ございますか。

他に委員の皆さまから何かございますか。

ないようですので、審議を終了したいと思います。次回、第2回目の専門部会においては、書面による参考人の意見聴取、労使各側からの「基本的な考え方」と「金額提示」、さらに、可能であれば金額審議をお願いすることになります。

各側とも次回までに文書及び資料等により、「基本的な考え方」を取りまとめていただき、実質的な金額審議に入れるよう、ご準備をお願いいたします。

それでは、これをもちまして特定最低賃金合同専門部会を閉会します。お疲れ様でした。